倫理委員会で承認された治療法

当院の倫理委員会にて、下記の治療法が承認されました。対象者となられる方から同意をいただくことに代えて、病院ホームページにて情報を公開することにより投薬を実施しております。なお、本件について同意できない場合、診療において不利益を被ることはありません。この内容に関して拒否される場合やご質問がある場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

記

実施内容	ICG(インドシアニングリーン)を用いた医療の提供について
実施責任者	医療法人協仁会総院長一番ヶ瀬明
対象者	術前・術中に検査ならびに治療目的で ICG を使用する必要があると判断した
	患者
承認日	2024年4月15日
対象期間	承認後から永続的に使用
概要	【目的・意義】
	ICG は蛍光発色する薬剤で、術前や術中に血管内、リンパ管、組織へ投与すること
	で、目的とする血管、胆管、リンパ管、軟部組織、腫瘍を同定できたり、手術にお
	いて組織の切除範囲を決定できたりします。
	一部の臓器等においては保険診療が認められていますが、他の領域でもすでに多数
	の報告があり、標準的な検査法となっています。当院では、保険適応となっている
	代替医薬品がない場合に ICG 適応外使用を認めています。
	【想定される不利益と対策】
	本薬剤における有害事象の報告では、ショック症状 0.02%、悪心・嘔気 0.08%、血
	管痛 0.04%、発熱・熱感 0.02%といった薬剤に対するアレルギー症状があります。
	それらの症状を認めた場合には、必要時は薬剤の中止や対症療法で対応します。本
	剤治療による副作用などの健康被害が生じた場合は、医薬品副作用被害救済制度の
	適応とはなりませんが、保険診療範囲内で適切な診療と治療を行います。
お問い合わせ先	医療法人協仁会 本部
	代表 072-823-1521

以上